

図・書・紹・介

◆当センター「図書コーナー」にある本を紹介しています。

【貸し出しのお約束】

◆一人5冊まで ◆期限：2週間



『デートDVと学校』  
高橋裕子  
1,400円(税込)

高校の保健室には生徒から様々な相談が寄せられてきます。ある女子生徒は彼から「他の男子としゃべるな」と命令されています。自分の自由を奪われ支配されていても、それがDVであることに気が付きません。生徒に分かってもらうにはどんな方法があるのか「実践編」で解説しています。



『もやしもん』  
石川雅之  
550円(税込)

目には見えない極小の「菌」が見え、言葉が交わされる農大生が主人公。さまざまな個性を持った登場人物(ミス農大やなぜか白衣の下がボンデーファッションの大学院生など)と繰り広げるドタバタ劇が魅力のコミック。ポツリ又ス菌やカビ菌などが登場し、健康や生活と菌との関係を解説しているのも面白い。



『パパはジョニーっていうんだ』  
ポー・R・ホルムベルイ  
1,260円(税込)

両親が離婚後、ママに引き取られたティム。今日は待ちに待ったパパと会う日。「さよならパパと一緒にだよ。ジョニーっていうんだ」。ホットドック屋さん、映画館のおじさん、ピザ屋の店員さん、会う人ごとに大声で自慢します。夜になってパパとお別れの時、いつまでも抱き合う二人について感情移入してしまう。家族のこと、親子のことを考えさせられる絵本です。

貸・室・案・内

使用料

●男女共同参画社会の推進に寄与する団体については、使用料が半額になる場合があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

区分	使用料		
	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~21:00
大研修室 (定員120人)	3,500円	3,500円	3,500円
中研修室 (定員60人)	1,600円	1,600円	1,600円
小研修室 (定員14人)	800円	800円	800円
和室 (8畳)	700円	700円	700円

※土・日・祝日の夜間貸出しはありません



●大研修室●



●小研修室●



●中研修室●



●和室●

予約方法

●電話で仮予約をお願いいたします。その後、書面により正式に申請していただきます。

電話 027-224-2211

交・通・案・内



●お車で越しの際の駐車については、県庁内「県民駐車場」をご利用ください。

●休館日：月曜日(月曜日が祝日の場合は直後の平日)  
12月29日~1月3日

●所在地  
〒371-0026  
群馬県前橋市大手町1-13-12  
電話 027-224-2211 Fax 027-224-2214  
メール: sankakuse@pref.gunma.jp  
http://www.pref.gunma.jp/index.html



女性相談センター

ひとりで悩まずご相談ください

◆群馬県女性相談センター  
(配偶者暴力相談支援センター)  
電話 (027) 224-4480  
●月~金 9:00~20:00  
●土・日・祝 13:00~17:00

DV法律電話相談

(事前に電話相談が必要です)

水曜日 13:00~14:30

所在地：ぐんま男女共同参画センター内  
内容：相談(面接を希望される場合は事前にお電話ください)

ぐんま男女共同参画センター センター通信 No.14

【発行】群馬県ぐんま男女共同参画センター  
【発行日】平成23年7月10日

次号のセンター通信は平成23年9月発行予定です。

●センター通信について、複数の送付を希望する団体があれば、希望部数をご連絡下さい

ぐんま男女共同参画センター

センター通信No.14

平成23年度  
男女共同参画基礎講座中間レポート

とらいあんぐるん

◆◆ぐんま男女共同参画センター◆◆

全6回に及ぶ「男女共同参画基礎講座」が6月4日(土)から当センターでスタートしました。この連続講座は東京家政大学と当センターとの共催事業で、昨年引き続きの開催。講師については、同大教授で人間文化研究所の関根靖光所長によるコーディネートで、我が国における男女共同参画分野のエキスパート6人が揃いました。定員60人を大幅に上回る申し込みがあった同講座の概要を今号と次号でレポートします。

「女流作家」と呼ばれるのはイヤ!  
だって「男流作家」はないから。

演題：「女の啖呵…女たちはいかに自分の言葉を獲得したか」

講師：落合恵子さん (作家・東京家政大学人間文化研究所 特任教授) ◆6月10日(金)



皆さんは年を重ねることについてどう思いますか。アメリカにメイサートンという女性作家がいます、彼女は「私から年齢を奪わないでください。働いて働いて手にしたものです」と静かに訴えました。とかく世間は女性の加齢について否定的なことを言います。でも私はそうは思わない。シワもシミも自分の人生だからです。私は66歳ですが、66年生きてきて、悲しみ、苦しみ、切なさ、楽しさもすべて経験して今の自分があります。その年月がとても大事なのです。愛しいのです。だから、私から年齢を奪わないでほしいのです。

私の著書に「積極的その日暮らし」というタイトルの本がありますが、過去を大切にしながらも、これから出会うすべてのものを積極的に引き受けていきたい、というメッセージを込めています。

私にはいろいろな肩書きがあります。先ほど紹介された大学の特任教授もそうだし、作家というものもそう。でも、女流作家って呼ばれるのはイヤです。だって男流作家って言葉はないから。

ご承知のとおり、3月11日に東日本大震災がありました。もう3カ月も経つのに被災地の子どもたちは、まだ満腹に食べられません。テレビでは屈託無く笑っていた子どもが撮影が終わると陰で号泣する、そんな現場を私は被災地でたくさん見てきました。私たちは原子力発電所というとんでもないものを造ってしまった。原発には廃棄物が出ます。それは危険過ぎて捨てる場所がないのです、それを私たちは次世代へ渡そうとしている。非常に恥ずかしい。許されないことです。日本には、現在54基もの原発があります。私たちはもっと声をあげなければならない。いま啖呵をきらないで、一体いつくるのか。誰かの顔色を伺って生きるのはやめましょうよ。私が大好きな詩人、岡部伊都子は「売ったらあかん」という詩を作っています。「まごころを売ったらあかん 本心を売ったらあかん 自分を売ったらあかん」と続きます。

戦後が第1のスタートだとすれば、今回の大震災で、我が国は第2のスタートを切ったのです。私は人の痛み、苦しみを知ることのできる人間の一人になりたい。そして、痛みや苦しみをなくすためにもっと啖呵をきっていききたいと、本当に、心から強く思っています。

■スケジュール

	日程	講師	演題
1	6/4 (土)	金城 清子	女性たちのもう一つの憲法
2	6/10 (金)	落合 恵子	女の啖呵
3	6/18 (土)	杉浦 浩美	職場とマタニティ・ハラスメント
4	7/16 (土)	青木 幸子	カルタにトライ!
5	7/30 (土)	関根 靖光	民主的な共同体モデルと男女共同参画社会
6	8/6 (土)	樋口 恵子	男女共同参画これまで・これから



男女共同参画基礎講座



男女共同参画基礎講座 中間レポート

女性の地位向上に大きな役割～女性差別撤廃条約

講演 女性ももう一つの憲法 女性差別撤廃条約  
講師 金城育子さん 前 前橋大学経済学教授 ◆6月1日 金



第二次世界大戦の敗戦をきっかけに我が国には欧米の民主主義が導入されました。戦前はさまざまな場面で男性と差別されていた女性の地位が、「すべての国民は法の下に平等である(14条)」とうたわれた日本国憲法の制定によって大幅に見直されました。

例えば、「女性だから」という理由だけで許されなかった選挙における投票と立候補の権利が与えられ、大学への進学もできるようになりました。女性だけが処罰の対象だった『姦通罪』はもちろん廃止です。

そうした例をはじめ、すべてが女性にとって良い方向に向かうと期待されましたが、現実の社会では相変わらず男女不平等が大手を振って許されていました。企業における差別定年制(男55歳、女35歳)や国際結婚の国籍問題(父親が外国人の場合、母親が日本人であっても子は日本国籍がとれない=父系優先主義)などは、その具体例のほんの一部です。

新しい憲法ができたのに、現実はなかなか変わらない。1949年に実施したアンケートでは、男女の地位を平等にするには「女性が意識して努力すればよい」と答えていた人が74%もいましたが、努力しても一向に変わらない現実と直面したためか、わずか6年後の調査では同じ回答がなんと30%に激減。女性の落胆と失望が痛いほど伝わってくるデータです。

時は流れて1985年、すべての日本女性にとって朗報が届きました。我が国が女性差別撤廃条約を批准したのです。この条約は「締約国は、あらゆる分野、特に政治的・社会的・経済的及び文化的分野において」女性の権利を確立して、完全な能力開発・向上を確保するためのすべての適当な措置をとる、という趣旨の宣言をしています。先進国が軒並み批准しているこの国際条約を日本だけが批准しないわけにはいかなかったのです。この批准は我が国における女性の地位向上に非常に大きな役割を果たしました。

雇用において女性の採用・昇進に差別がないよう規定した男女雇用機会均等法が制定され、国籍法も改正(父母のどちらかが日本国籍ならば子も日本国籍の権利がある=父母両系主義となった)されました。これらは、女性差別撤廃条約が批准されなければ実現しなかった事例です。

なお、同条約を批准した国は、定期的に、国連に設置されている女性差別撤廃委員会に報告書を提出しなければなりません。日本の期限は今年の8月です。我が国の報告書に対して同委員会からどのような勧告が出されるのか、大いに注目しています。

女性も男性も「迷惑」をかけ合いながら働きましょう!

講演 職場でマタタリマタリ～迷惑かな働方と差別  
講師 味浦美津さん 東京大学大学院経済学教授 ◆6月18日 金



男女雇用機会均等法が施行されて、もう20年以上が過ぎました。総合職を選んだ女性たちがこれまでどんな働き方をしてきたのか、そうした女性たちに、私がインタビューを取り始めて、実態としてわかったこと。それは、日本の職場では「妊娠・出産しながら働き続ける」ということがどんなに大変か、とい

う事実です。

人には健康で働き続ける権利があります。同じように女性が妊娠して子どもを産む権利も当然あるはず。女性が働きながら、子供を産み、育てていいのです。

ところが、ある女性は上司に妊娠を報告したとたん「送別会はいつにする?」と言われました。妊娠したら即退社、という認識なのです。ほかにも、「妊娠は病気じゃないでしょ」、「つわりは精神的なもの」、「妊娠が他の職員にわかると士気が下がるから伏せとけ」など、多くの職場でハラスメント(=嫌がらせ)が起きています。

「育児休暇」や「時間短縮勤務」などの制度が職場で整備されていても、実際に利用するには偏見に耐える「覚悟」が必要です。日本の職場は「健康な男性社員=周りに迷惑をかけない人」しか想定していません。最近は多少変わってきているようですが、「働く妊婦さん」にまだまだ慣れていない、というのが実情です。

「女性に配慮のない職場」は、男性にとってもリスクの大きい職場です。周りに迷惑をかけないように、男性が自分を殺して働いた結果、「過労死」や「うつ病」が起こっています。要するに女性だけの問題ではないのです。

「迷惑をかけ合いながら働ける社会」。こうした社会の実現が我が国の将来には絶対に必要です。そうでなければ、これからの日本は成り立たない。女性が安心して子どもを産める職場は、男性にとっても働きやすい職場です。誤解しないでほしいのですが、妊娠した女性だけが働きやすくなればよい、ということだけを主張しているわけではありません。男女とも病気などで体調を崩したときや介護についての問題も本質は同じです。だからこそ、「迷惑をかけ合いながら働ける社会の実現」がどうしても必要なのです。

「ありがとうございます!」は魔法のことば

～女性のための職場コミュニケーションセミナー～

6月19日(日)、県社会福祉総合センター(前橋市新前橋町)で「女性のための職場コミュニケーションセミナー」を開催しました。この催しは働く女性を応援するため、(財)県母子寡婦福祉協議会と協働で企画。当日は20～40歳代を中心に29人が参加しました。

セミナーは2部構成で、第1部の講師を務めたのは、企業研修講師の清水由美さん。清水さんは、「コミュニケーションがとれている状態」とは、「相手の話がきちんと聞けている」、「聞かれたことに対して答えている」、「自分の考えを相手に伝えている」の3つが成り立っている状態のことであり、これがコミュニケーションをとるうえで極めて重要であることをテンポよく説明。そのうえで、お互いの会話量のバランスはどうか、むりやり話題の方向転換をしていないか、などについて、常に気にすることが大切と話しました。また、会話が苦手な人には、「相手の話をまずよく聞いて、ひとつのキーワードから話しを膨らませて」とわかりやすく伝えました。

会話が自然な流れになっているかを実際に確認するため、会場内でコミュニケーションをとる場面を参加者同士で設定し、そのポイントを体得したほか、「言葉は心が入ってないと通じない」という清水さんの考えに基づき、心を写した自然な笑顔がつけられるよう清水さん自身が毎朝実践している「フヒフヒ体操」(表情筋を鍛えるためにフヒフヒと20回言う)が参加者に伝授され、全員が楽しく体験しました。

さらに「申しわけございませんが」、「すみませんが」などを冒頭に使う「クッションことば」の有効性や、返事の代わりに「ありがとうございます!」を使うと、人間関係が魔法のようにスムーズに行く、ということなどについて、にこやかな表情で訴えました。

第2部は県母子家庭等就業・自立支援センターの中澤義雄さんが「就職に向けてのチェックポイント」について説明。「90%は見た目で決まる。面接時は清潔感のある服装で」、「はじめに労働条件をよく確認すること。聞きにくい場合はハローワークの担当者を通して確認すればよい」など、受講者の側に立ったきめ細やかなアドバイスをを行いました。



DATE  
データでみる  
群馬の  
男女共同参画  
意識調査

総数739人のうち、女性わずか58人

～群馬の議会議員事情～

【都道府県別女性議員の割合(全国)】

都道府県議会	市区議会	町村議会	合計
1位 東京(24人19.0%)	東京(382人24.9%)	神奈川(41人20.2%)	東京(421人23.4%)
2位 長野(10人17.2%)	神奈川(133人21.5%)	大阪(23人17.7%)	神奈川(185人20.1%)
3位 滋賀(8人17.0%)	埼玉(220人21.1%)	埼玉(49人15.1%)	埼玉(274人18.8%)
26位 群馬(3人6.4%)	福井(19人9.6%)	静岡(12人7.6%)	愛媛(40人8.3%)
27位 大阪(7人6.3%)	群馬(36人9.6%)	長崎(9人7.6%)	香川(31人8.1%)
30位 埼玉(5人5.6%)	沖縄(27人9.0%)	徳島(16人7.3%)	群馬(58人7.8%)
36位 佐賀(2人5.0%)	新潟(42人7.6%)	群馬(19人6.0%)	沖縄(50人7.1%)
45位 大分(1人2.4%)	島根(13人6.3%)	大分(2人3.8%)	大分(27人5.9%)
46位 青森(1人2.2%)	佐賀(14人5.9%)	青森(14人3.6%)	鹿児島(49人5.9%)
47位 福井(0人0.0%)	長崎(19人5.6%)	鹿児島(9人2.8%)	青森(38人5.3%)
平均 (217人8.1%)	(2,776人13.2%)	(981人8.1%)	(3,974人11.1%)

注:()内は、女性の議員数と女性の割合

平成22年12月31日現在

本県の男女共同参画の状況や特徴について統計(データ)をもとに紹介します。

女性が選挙で投票や立候補ができるようになってから60余年、果たして女性の政治参画はどれだけ進んだのでしょうか。

我が国における都道府県議会議員および市区町村議会議員の状況をみると、総数35,837人のうち女性議員は3,974人で、全国割合11.1%、本県の場合、総数739人のうち58人で、その割合は全国を下回る7.8%…。

本県に限ったことではありませんが、世の中の男女比が約半々ということを見ると、この数字はやはり少な過ぎるのではないのでしょうか。

ちなみに、今春、群馬県議会議員選挙が実施されましたが、定員50人中、女性議員は史上最多数ながらもわずか4人で、割合にして8%。女性の政治参画はあまり進んでいない実情がうかがえます。